

② 踏切通行者（車両等）が踏切の手前で一時停止しない

事例3

平成29年3月6日(月)14時35分ごろ発生〔表3 No.28〕

踏切通行者（自転車）が踏切の直前で一時停止しなかったと考えられる事故

概要：1両編成の普通列車の運転士は、踏切の20～30m手前で、自転車に乗った通行者を認めて非常ブレーキを使用した。列車は同通行者と衝突した。この事故により、同通行者が死亡した。

原因：本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道に列車が接近している状況において、自転車に乗った通行者が踏切内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

同通行者は、列車が接近している状況において、踏切の直前で一時停止せず、列車の接近を十分確認しないまま踏切内に進入したものと考えられるが、その理由については、同通行者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。



写真1 自転車進入側から見た踏切の状況



写真2 自転車進入側柵位置付近での見え方



写真3 本件列車の映像記録装置の映像（100m程度手前）

再発防止に向けて

再発防止のために望まれる事項：

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備の整備を行うべきものである。本件踏切についても、廃止又は第1種化の検討を継続的に行い、実施していくことが望まれる。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成30(2018)年1月25日公表）
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2018-1-3.pdf>